

令和 8 年度 南風原町育英会奨学生募集要項 (学資金)



南風原町育英会は、優秀な人材で経済的理由によって就学困難なものに対し学資を貸与し、有用な人材を育成することを目的としております。

受付期間： 令和 8 年 1 月 13 日（火）～ 令和 8 年 4 月 20 日（月）

問い合わせ先：提出先 南風原町育英会事務局（南風原町教育委員会 教育総務課）

TEL: 098-889-2620

※上記の受付期間後もご相談のある方はお問い合わせください

申込書等は南風原町ホームページからもダウンロードできます。

令和8年度 学資金貸与生募集要項

南風原町育英会は、令和8年度学資金育英資金貸与生を次のとおり募集します。

1. 応募資格

- (1) 本町に住所または本籍を有する者の子弟
- (2) 学校教育法に定める大学（短大含む）、大学院その他それに相当すると認められる専門学校等に在学、又は国外高校、大学（短大含む）、大学院その他それに相当すると認められる専門学校等に留学している者
- (3) 独立行政法人日本学生支援機構及び（財）沖縄県国際交流・人材育成財団等から奨学金の貸与を受けていない者
- (4) 貸与した育英資金の返済義務を確実に履行できる者

2. 募集人員

若干名（予算の範囲内）

3. 貸与金額（月額）

- (1) 県外（国外含む）の大学等に在籍する者 55,000円以内／月
- (2) 県内の大学等に在学する者 45,000円以内／月

4. 出願書類

・申請時に提出

- (1) 南風原町育英会学資貸与申込書（学資金）（**様式1**）
- (2) 所得調書（**様式2**）
- (3) 住民票謄本（本籍地記載）
- (4) 在学証明書または合格通知書（写し）
- (5) 最近の学業成績証明書（学校にて証明、開封無効）
 - ① 1年次に在学する者は、卒業した高等学校等からの証明書
 - ② 2年次以上に在学する者は、令和7年度後期までの証明書
- (6) 学校長の推薦書（任意様式）
 - ① 1年次に在学する者は、卒業した高等学校等からの推薦書（任意様式）
 - ② 2年次以上に在学する者は、在学している大学等からの推薦書（任意様式）

・貸与決定後に提出

- (7) 誓約書（**様式3**）
貸与者本人、連帯保証人2名（保護者1名、家族以外1名 共に県内在住者）
- (8) 印鑑登録証明書 連帯保証人2名分
- (9) 所得証明書 家族以外の連帯保証人1名分
- (10) 学資金口座振替依頼書（**様式4**）
- (11) 在学証明書（大学等入学後に発行） 令和8年4月入学者のみ

5. 申込期間

令和8年1月13日（火）～令和8年4月20日（月）まで

※土日・祝日及び昼食時間（午後12時～午後1時）を除きます。

6. 申込場所

出願書類をすべて揃え、直接当育英会へ提出して下さい。

南風原町育英会（教育委員会 教育総務課内 庁舎4階）

電話 098-889-2620

7. 貸与決定通知

貸与生の選考は、学資貸与申請等書類を審査後、南風原町育英会理事会の審議を経て貸与決定します。決定の可否については、本人あて通知します。

申込書提出→書類審査→育英会理事会で審議→申請者へ通知

8. 貸与金の償還

貸与が終了した月（卒業等）の翌月から起算して1カ年を経過した後、10年以内に月賦、半年賦又は年賦で全額を返還しなければなりません。

南風原町育英会規約第11条

（貸与金の償還）

第11条 学資等は無利子とし、貸与を受けた者は、卒業の日から起算して12月を経過した日の属する月の翌月から10年以内にその全額を月賦、半年賦又は年賦で償還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当したときは、償還開始の猶予及び月額償還額を変更すことができる。

（1）卒業後、資格等取得のために大学等へ通う場合

（2）その他、会長が認める場合

3 学資等の貸与を受けた者が、本規約で定める義務を履行しないときは、貸与総額の全部又は一部を償還しなければならない。

9. その他奨学金情報

南風原町育英会の他にも、（独）日本学生支援機構や（財）沖縄県国際交流・人材育成財団にも同様の制度があります。（南風原町育英会の学資金貸与との併用はできません。）

※対象や条件に違いがありますので、各ホームページをご覧ください。

【独立行政法人 日本学生支援機構】 <http://www.jasso.go.jp/>

0570-666-301（ナビダイヤル）

03-6743-6100

【沖縄県国際交流・人材育成財団】 <http://www.oihf.or.jp/>

098-942-9213